外交防衛委員会)

商 標 法 に 関 す る シ ン ガ ポ ル 条 約 \mathcal{O} 締 結 に 0 ١ ر て 承 認 を 求 め る 0 件 閣 条第六号) (衆 議 院 送

付) 要旨

この 条 約 は、 九 九 兀 年 平 成 六 年) に 商 標 法 条 約 が 採 択 3 れ た 後 に 生 じ た 電 子 出 願 手 続 等 \mathcal{O} 新 た な = 1

ズ に 対 応 す る た \Diamond 世 界 知 的 所 有 権 機 関 に 設 置 さ れ た 常 設 委 員 숲 に お 11 7 検 討 が 行 わ れ た 結 果、 <u>-</u> \bigcirc 六 年

平 成 + 八 年) 三 月 に シ ン ガ ポ ル で 開 催 さ れ た 外 交 会 議 に お 1 て 採 択 さ れ た b \mathcal{O} で あ り、 \bigcirc 九 年 平

成二十一 年) 三 月 に 発 効 L た。 ک \mathcal{O} 条 約 は、 本 文三十二 筃 条 カュ ら 成 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ

締 約 玉 は 自 玉 0 法 令 に ょ り 標 章 とし て 登 録 することが で きる 標 識 等 に ょ 0 7 構 成 さ れ る 標 章 に 0 1 て、

この 条 約 を 適 用 す る。 \mathcal{O} 条 約 は 商 品 に 関 す る 標 章 (商 [標)、 サー ビ ス に 関 す る 標 章 (サー ビ ス マー

ク 並 び に 商 品 及 び サ ビ ス \mathcal{O} 双 方 に 関 す る 標 章 に 0 1 7 適 用 す る。

締 約 玉 は 願 書 12 出 願 人 0 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 を 記 載 すること、 標 章 0 使 用 意 思 12 関 す る 宣 言 書 を 添

付 す ること等 を要 求 す ることが できるが 出 願 に 関 しこ れ 5 \mathcal{O} 要 件 以 外 \mathcal{O} 要 件 を満 た す Ĺ う要 求 すること

ができない。

 \equiv 締 約 玉 は 出 願 人 を 特 定 す ることが で き る 表 示 等 を 受 理 L た 日 を 出 願 日 と L て 認 \Diamond な け れ ば な 5 ず、 出

願 日 に 関 L れ 5 \mathcal{O} 要 件 以 外 \mathcal{O} 要 件 を 満 た す ょ 5 要 求 す る こと が で き な

兀

締

約

玉

は

自

玉

 \mathcal{O}

官

庁

が

受

理

す

る

書

類

 \mathcal{O}

送

付

手

段

を

選

択

す

ること

が

で

きる

ŧ

 \mathcal{O}

とし

書

面

に

記

載

さ

れ

た

書 類 電 磁 的 形 態 \mathcal{O} 書 類 又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 形 熊 \mathcal{O} 書 類 を 認 \otimes る か تخ う か を 選 択 す ることが で き る。 ま た、 締 約

玉 は 書 類 が 自 玉 \mathcal{O} 官 庁 に ょ 0 て 認 \otimes 5 れ た 言 語 で 記 載 さ れ る ょ う 要 求 す る <u>こ</u>と が で き る

五 登 録 \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O} 存 続 期 間 及 び 各 更 新 \mathcal{O} 存 続 期 間 は + 年 لح す る。 締 約 玉 は 登 録 \mathcal{O} 更 新 \mathcal{O} 申 請 書 に 名 義 人

 \mathcal{O} 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 を 記 載 す る ے ک 等 を 要 求 す る こと が で き る が 当 該 申 請 に 関 L れ 5 \mathcal{O} 要 件 以 外

 \mathcal{O} 要 件 を 満 た す ょ う 要 求 す ること が で き な 1 ま た、 1 カコ な る 締 約 玉 \mathcal{O} 官 庁 ŧ 登 録 \mathcal{O} 更 新 に 際 L 実 体 に

0 1 て 審 査 す る ے ح が で き な 11

六、 締 約 玉 は 出 願 又 は 登 録 に 関 す る 自 玉 \mathcal{O} 官 庁 12 対 す る 手 続 12 お け る 行 為 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 期 間 \mathcal{O} 満 了 前 12 当 該 期

間 \mathcal{O} 延 長 に 0 1 7 \mathcal{O} 申 請 書 が 当 該 官 庁 に 提 出 さ れ た 場 合 に は 当 該 期 間 を 延 長 す る 旨 を 定 \otimes る こと が で き

る ま た 締 約 玉 は 出 願 人 築 が 出 願 又 は 登 録 に 関 す る 自 玉 \mathcal{O} 官 庁 に 対 す る 手 続 に お け る 行 為 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 期

間 を 遵 守 L な か つ た 場 合 に お 1 7 救 済 措 置 に 0 1 て \mathcal{O} 申 請 書 が 当 該 官 庁 12 提 出 さ れ た とき は、 当 該 期 間 \mathcal{O}

延 長、 当 該 出 願 又 は 登 録 12 関 す る 処 理 \mathcal{O} 継 続 等 救 済 措 置 をとる旨 を 定 め る。

七、 締 約 玉 は 使 用 権 \mathcal{O} 記 録 \mathcal{O} 申 請 書 に 0 11 て $\check{\ \ }$ \mathcal{O} 条 約 に 基 づ < 規 則 で 定 8 る 要 件 12 従 0 7 提 出 すること等

を 要 求 す ることが で き る が 当 該 申 請 に 関 L $\sum_{}$ れ 5 \mathcal{O} 要 件 以 外 \mathcal{O} 要 件 を 満 た す ょ う要 求 す ることが でき な

V)

八、 官 庁 は 出 願 又 は 権 利 \mathcal{O} 移 転 等 \mathcal{O} 申 請 に 関 し、 却 下 し、 又 は 拒 絶 L ょ うとす ることに 0 V) て 合 理 的 な 期

間 内 に 意 見 を 述 べ る 機 会 を 出 願 人 又 は 申 請 人 に 与 えることなく、 そ \mathcal{O} 全 部 又 は 部 を 却 下 L 又 は 拒 絶 す

ることができない。

九 締 約 玉 は ۲ 0 条 約 \mathcal{O} 発 展 に 関 す る 問 題 を 取 ŋ 扱うこと等 を 行 う 総 숲 を 設 置 す る。

+1 ず れ \mathcal{O} 玉 又 は 政 府 間 機 関 ŧ 留 保 を 付 することによ り、 部 \mathcal{O} 規 定 を 連 合 標 章 防 護 標 章 又 は 派 生

章 に 0 1 て 適 用 L な 11 旨 等 を 宣 言 す ることが できる。

な お 我 が 玉 は 防 護 標 章 $\overline{}$ 登 録 さ n た 著 名 な 商 標 等 に 0 11 て は、 当 該 商 標 等 を 使 用 L て 11 な 11 商 品 又 は

サ 1 F, ス に 0 1 7 ŧ 防 護 標 章 登 録 を 認 め、 他 人 \mathcal{O} 使 用 を 禁 止 す ることが できる 制 度) に つ 1 て、 ۲ \mathcal{O} 条 約 \mathcal{O}

規 定 \mathcal{O} 部 を適 用 L な V 旨 0) 宣 言 を 行 う予 定で あ る。

標